

令和 7 年 2 月 12 日

各 位

茨木市

茨木市長 福岡 洋一

(担当：学校教育部 学校教育推進課)

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（１）業務の内容

- ① 職種：他に分類されない教育の職業＜厚生労働省編職業細分類 199-99＞
- ② 中核的業務：保幼小中連携担当教員の一部の授業を行う業務（中学校教諭免許状必要）
- ③ その他の業務：付帯する業務

（２）責任の程度

- ① 権限の範囲：一部の授業での担当教員
- ② トラブル・緊急対応：原則無
- ③ 成果への期待・役割：児童生徒の学力向上
- ④ 所定外労働：原則無（所属長が特に必要があると認めた場合別途命ずることがある。）

（３）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：原則無
- ② 配置の変更の範囲：１年に１回程度、市内学校の範囲で人事異動あり

（４）雇用形態

有期雇用労働者（年間所定労働時間 420 時間、通算雇用期間 1 年）

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：業務の内容が同一である通常の労働者（標準的なモデル）

（理由）

受け入れようとする派遣労働者と職務の内容及び配置の変更の範囲又は職務の内容が同一である通常の労働者はいないが、業務の内容が同一である通常の労働者がいるため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 （○or ×）
① <u>職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である</u> 見込まれる通常の労働者	○
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	—
⑤ <u>①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者</u>	—
⑥ <u>派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）</u>	—

3. 待遇の内容等

- （１）比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- （２）比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- （３）待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

（待遇の種類）	
（待遇の内容）	
（待遇の性質・目的）	（待遇決定に当たって考慮した事項）

① 基本給	
日額 9,280 円（原則週 4 日、1 日 3 時間勤務） ※茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第 2（職種：中学校区ブロック連携支援教員）に基づき支給	
・労働に対する基本的な対償として支払われるもの	能力・経験を考慮。 能力・経験：教員の一部の授業、その他付帯する業務を行うことが可能

② 賞与：支給無	
—	
—	—

③ 役職手当：制度無	
—	
—	—

④ 特殊作業手当：制度無	
—	
—	—

⑤ 特殊勤務手当：制度無	
—	
—	—

⑥ 精皆勤手当：制度無	
—	
—	—

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度有	
—	
—	・時間外労働なし

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度有	
—	
—	・深夜及び休日労働なし

⑨ 通勤手当：制度有	
・ 週1日以上勤務が定められている方のうち、当該月の1日に在籍しており、通勤距離が片道2km以上ある方 ・ 交通機関利用：通勤定期券相当額（上限55,000円） ※ただし、勤務日数が少ない場合等で、回数券による支給額の方が低廉となる場合は「回数券綴1冊分の価額÷回数券綴の枚数×1か月当たりの所要枚数」で支給 ・ 交通用具利用：距離に応じて2,000円～31,600円（徒歩は除く） ※併用時は、合わせて上限55,000円	
・ 通勤に要する交通費を補填する目的	・ 通勤距離、勤務日数を考慮

⑩ 出張旅費：制度有	
—	
—	・ 出張なし

⑪ 食事手当：制度無	
—	
—	—

⑫ 単身赴任手当：制度無	
—	
—	—

⑬ 地域手当：制度無	
—	
—	—

⑭ 食堂：施設無	
就業する就業場所に食堂がある場合には、利用可。	
—	—

⑮ 休憩室：施設無	
就業する就業場所に休憩室がある場合には、利用可。	
—	—

⑯ 更衣室：施設有	
利用可	
・業務を円滑に資する目的	・就業する学校に更衣室があるか否かを考慮し、更衣室がある場合には利用の機会を付与

⑰ 転勤者用社宅：制度無	
—	
—	—

⑱ 慶弔休暇：制度有	
茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則に基づき付与	
・冠婚葬祭への参加を促進することで就業継続や業務能率の向上を図る目的	・新規任用時から利用可

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度有	
対象となる健康診断受診時に利用可	
・健康診断を受診することで就業継続や業務能率の向上を図る目的	・新規任用時から利用可

⑳ 病気休暇：制度有	
—	
・負傷又は疾病のため療養する目的	—

㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度有	
茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則に基づき付与	
・就業継続や業務能率の向上等を図る目的	・新規任用時から利用可

㉒ 教育訓練：制度無	
—	
—	—

㉓ 安全管理に関する措置及び給付：制度無	
—	
—	—

②④ 退職手当：制度無	
—	
—	—

②⑤ 住宅手当：制度無	
—	
—	—

②⑥ 家族手当：制度無	
—	
—	—

②⑦ 保健室：施設無	
—	
—	—

②⑧ 健康保険：無	
—	
—	—

②⑨ 厚生年金：無	
—	
—	—

③⑩ 雇用保険：無	
—	
—	—

③⑪ 労災保険：有	
申請可	
・ 就業継続や業務能率の向上を図る目的	・ 新規任用時から利用可